

(記載例)

更新申請用意向確認書(水銀・収運, 処分共通)

申請日 令和〇〇年〇月〇〇日
住 所 茨城県水戸市〇〇町978番地6

事業者名 茨城産廃株式会社

電話番号 029-301-3033

産業廃棄物処理業(収運, 処分)許可証番号
第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

許可種別 収運(積替保管を 除く・含む)

処分

産業廃棄物処理業許可証における水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- | | | | |
|---|--------------|----|----|
| ① | 水銀使用製品産業廃棄物を | 除く | 含む |
| ② | 水銀含有ばいじん等を | 除く | 含む |

該当するものに○印をつけて下さい。

*①, ②に「含む」を記された方につきましては、別途必要書類の添付が必要です。

水銀変更届出書記載例

様式第十一号(第十条の十関係)

産業廃棄物処理業 ^{廃止}届出書
変更

令和〇〇年〇〇月〇〇日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

届出者
郵便番号 310-8555
住 所 茨城県水戸市笠原町978番6
氏 名 茨城産廃株式会社
代表取締役 茨城 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 029-301-3033

直近の許可証の「許可の年月日」及び許可番号を記載すること

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇〇〇〇号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を含む	水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について、許可証の表記を希望する物を記してください。
変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)		
(ふりがな) 氏 名	性別	生 年 月 日
	男・女	本 籍
	男・女	住 所
	男・女	役 職 名 ・ 呼 称
	男・女	
	男・女	
廃止又は変更の理由	省令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため	
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を許可証に表記を希望する理由を記してください。

(記載例)

事業計画概要書

水銀・処分

1. 事業計画の全体計画

- ・〇〇を排出先とする水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分を行う。
- ・水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分に際しては、法の処理基準を遵守すると共に、排出事業者との委託契約により適正に処分を行う。

(水銀使用製品産業廃棄物として取り扱う予定の物)

蛍光灯、水銀体温計

2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量

全体計画は具体的に記してください。
また、水銀使用製品産業廃棄物を含む場合は、取り扱う予定の物についてご記入ください。

具体的な排出事業者の名称及び所在地(代表的なもの1つで可。番地含む)を記載すること。

処分後の廃棄物の
予定処分先(売却
の名称)及び所在地
(処分場の名称
及び所在地)

番号	産業廃棄物の種類	処分量 (t/月 又はm ³ / 月)	性状	排出事業者の名称及び所在地 (代表的なもの1つで可。番地含む)	処理方法	処分後の廃棄物の 予定処分先(売却 の名称)及び所在地 (処分場の名称 及び所在地)
1	廃プラスチック類(水銀含有使用製品を含む)	50 t /月	固形	(株)〇〇工業 茨城県水戸市〇〇 1 2 3 番地	破碎	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇
2	燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)	50 t /月	固形	(株)〇〇化成 茨城県日立市〇〇 5 6 7 番地	埋立	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(記載例)

水銀・処分

3. 施設の概要

(1) 中間処理施設

処理施設の種類	破碎施設
設置場所	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
設置年月日 (使用前検査結果通知の日付を記載すること)	令和〇〇年〇〇月〇〇日 <div data-bbox="938 925 1374 1025" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">中間処理施設の概要を記してください。</div>
処理能力	〇〇 t / 日 (8時間)
廃棄物の種類	廃プラスチック類, 金属くず (いずれも水銀使用製品産業廃棄物を含む)
処理施設の処理方式及び施設の概要	処理方式 破碎 概要 蛍光ランプ用破碎機
環境保全設備の概要	破碎施設内に活性炭吸着フィルターを設け, 揮発した水銀を吸収吸着できる体制を整えている。 また, 集塵機を備えており飛散流出が発生しないよう配慮している外, 破碎に従事する従業員に対して, 防護マスクの着用を義務付けている。

(記載例)

3. 施設の概要

水銀・処分

(2) 最終処分場

最終処分場の種類	管理型最終処分場
設置場所	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
設置年月日 (使用前検査結果通知の日付を記載すること)	令和〇〇年〇月〇日
最終処分場の規模等	埋立面積：10,000㎡ 埋立容量：30,000kg 残容量：26,000kg
廃棄物の種類	燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）
構造及び設備の概要	構造 管理型最終処分場 設備の概要 バックホー 3台 埋立，混合，締め固めのために使用 ホイルドーザー 1台 展開検査のために使用
放流水の水質等	異常なし ※維持管理基準に定められている項目について基準値を満足していない場合は記載すること
環境保全設備の概要	集塵機を備えており飛散流出が発生しないよう配慮している外，破碎に従事する従業員に対して，防護マスクの着用を義務付けている。

最終処分場の概要を記してください。水銀含有ばいじん等，水銀使用製品産業廃棄物について，安定型最終処分場での取り扱いはできません。
また，水銀含有ばいじん等のうち，廃酸，廃アルカリについては，埋め立て処分ができません。

水銀・処分

(記載例)

4. 処分業務の具体的な計画 (処分業務を行う時間, 休業日, 組織及び従業員を含む。)

(1) 施設ごとの用途

・ 破砕及び選別施設

廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (いずれも水銀含有産業廃棄物) を含む物を選別する際には, 破損しないよう緩衝材を設置する外, 万が一破損した場合に備え水銀吸着剤を常備している。

破砕機器類は密閉された空間に設置されており, 集塵機を備えることで水銀が空中に飛散しないよう配慮している。

・ 埋立処分施設 (管理型最終処分場)

0.005mg/l以下の水銀を含む燃え殻, ばいじん, 汚泥の受け入れを行う。

(2) 処分業務を行う時間

月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

(3) 休業日

土日, 祝祭日

施設ごとの用途について, 取扱品目等も含めて記してください。
最終処分場の場合, 水銀含有ばいじん等, 水銀使用製品産業廃棄物について, 安定型最終処分場での取り扱いはできません。
また, 水銀含有ばいじん等のうち, 廃酸, 廃アルカリについては, 埋め立て処分ができません。

従業員数内訳

令和〇〇年〇〇月△△日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役, 顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3	人	人	3人	3人	人	人	9人

(記載例)

5. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

水銀類が破損しないよう緩衝材を設置する外、万が一破損した場合に備え水銀吸着剤を常備している。

破碎機器類は密閉された空間に設置されており、集塵機を備えることで水銀が空中に飛散しないよう配慮している。

中間処理施設にて、講ずる措置について記してください。
水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等は、いずれも大気中に飛散しないよう配慮する必要があります。

(2) 保管施設において講ずる措置

環境保全のため、保管の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発生しないよう留意し、保管に伴い汚水が生じる場合にあっては、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝などを設けるとともに、底面をコンクリート舗装している。

また、適正保管量を超えないようにするよう留意するとともに、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出し、保管場所には、ネズミ、蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう清潔保持に心掛ける。

水銀使用製品産業廃棄物（金属くず（水銀電池及び空気亜鉛電池））については、保管容器に仕切りを設けて他の物と混合することの無いよう措置を講じる。

水銀含有ばいじん等（廃油）は、オープンドラム缶に入れ、漏洩防止の措置を取る外、揮発促進を防止するため、高温にさらされないよう場所で保管する。

保管施設にて講ずる措置について記してください。
水銀使用製品産業廃棄物については、その他の物と混合するおそれの無いように他の物と区分して保管する必要があります。
水銀含有ばいじん等については、性状に応じてふた付の容器等用いて、漏洩防止の措置を取る必要がある外、揮発の促進を防止するため、高温の環境を避ける必要があります。

(3) 最終処分場において講ずる措置

維持管理計画に基づき、最終処分場の維持管理を行う。

定期的に地下水について水質検査を行い、水質に異常が認められた場合は、産業廃棄物の投入を停止し、原因究明及び適切な改善措置を講ずる。

最終処分場にて講ずる措置について記してください。

(4) その他

各種産業廃棄物の取扱い上の注意や不足事態の発生時における対応の仕方を日頃から教育、訓練により従業員に周知徹底を図っている。

また、定期的に勉強会等を行い、法律、基準、廃棄物処理の適正処理等の知識向上に努めている。

(記載例)

処分後の産業廃棄物の処理方法

処分後の処理方法について記入してください。

処分後の産業廃棄物の種類

廃蛍光ランプの破碎により生じたガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず

発生量(t/月又はm³/月)

100kg/月

処理方法

自己処理

(処分場所)

委託処理

(処分業者名) ○○環境㈱

(所在地) 茨城県笠間市○○町○○番地

埋立処分

海洋投入処分

中間処理

売却

(該当するものに○を付けてください)

具体的な方法

破碎に伴って発生するガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずは、上記の○○環境㈱で埋立処分する。

処理施設内での保管場所(保管容器)の写真

*処理施設内での保管場所での保管状況が（保管容器を含む）が確認できる
写真を貼り付けてください。

水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等の処理施設内での保管状況が（保管容器を含む）が確認できる写真を貼り付けてください。

撮影

年 月 日

処理施設の配置図

水銀・処分

* 処理施設内での水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等の保管場所の位置が確認できる配置図を添付

水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等の処理施設内での保管場所の位置が確認できる配置図を添付してください。